

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向(案)

評価の結果から

- ◆未実施の事業は「新しい助け合い活動の研究」、「商店会との連携による福祉のまちづくり」、「バリアフリーマップの見直し・充実」、「バリアフリー整備状況調査の実施」、「まちのサイン調査の実施」、「視覚障害者誘導用ブロックの整備状況調査」である

アンケート調査から

- ◆一般市民調査
 - * 企業の正社員・役員、学生、賃貸の集合住宅では「ほとんど近所づきあいをしない」が最も多い
 - * 隣近所とのつきあいが無い理由は「普段つきあう機会がないから」
 - * 賃貸の集合住宅で地域活動への参加意向が低い理由の一つは「きっかけがないから」
 - * 勤労者や学生が活動に参加できる環境や条件は「自分にあった時間帯」
 - * 災害時の不安や心配ごとは「所在、安否確認」。賃貸の一戸建てでは「自身や家族の歩行に不安があること」、賃貸の集合住宅では「避難所がはっきりわからないこと」も多い
 - * 市民や企業等が行政と協働で取組むとよいものは「地域住民同士の声掛けや安否確認」
 - * 住民参加の方法として必要なのは「町内会・自治会や子ども会等地域単位の組織活動を活発にし地域住民同士が横のつながりを持つこと」
 - * 自由意見では、子ども連れや高齢者に配慮したバリアフリー化、若者の地域活動への参加促進、元気高齢者の活動支援、総合相談窓口の設置、市民への意識啓発などがあがっている
- ◆担い手調査
 - * 活動で困っていることは「メンバーの高齢化」、「人材不足」、「リーダーや後継者」等。NPO では「活動資金の不足」も
 - * 地域で問題になっていることは「住民同士の交流」、「日中独居の高齢者や障害者」、「孤立(孤独死)の防止」等。民生委員・児童委員は「孤立(孤独死)の防止」が5割、町内会・自治会では「防災」「防犯・治安」が3割を超えている
 - * 支援が必要であるにも関わらず福祉サービスに結びついていない人は17.8%
 - * 災害に備えて市民や企業等が行政と協働で取組むとよいことは、いずれの団体も「地域住民同士の声掛けや安否確認」が多い
 - * 協力関係を深めたい団体、グループは、いずれの団体も「町内会・自治会」が多い
 - * 自由意見では、人材に関する意見(民生委員の次世代を育てるために仕事内容を見直す、自治会は極めて多忙だが、役員の成り手がいないので手が回らない、など)、関係機関や行政との連携を密にする、福祉やまちづくりに対する市民の理解と共感を得るようにする、などがあがっている

グループインタビューから

- ◆現状・課題
 - * 近所づきあいが無い * 多問題家族 * 支援拒否、介入困難 * 対応が後手になりがち
 - * 支援要件に合わない人の支援(生活保護には至らないが経済的に困窮しているなど)
- ◆相談機関の連携のあり方
 - * 問題を発見し、集約する(ワンストップサービス) * 他分野の支援者との連携・横断的な調整
- ◆市民との協働
 - * 啓発・普及(福祉意識の醸成) * 市民から情報提供し、専門機関につなぐしくみ
- ◆持続的なしくみづくりに向けた方策
 - * 市民が見守り、異変に気づくことができるしくみ
 - * 市民が安心して情報提供できるしくみ(情報提供をした市民へのフィードバックも大切)
 - * 支援機関の組織的な充実(職員の配置、支援方法の工夫など)
 - * 地域福祉と保健とのリンク(自殺予防、母子保健等)

現状データから

- ◆高齢化率の上昇、世帯人員の縮小 ◆要介護認定者数、障害者手帳所持者数の増加
- ◆市外への通勤者の増加、働く女性の増加 ◆自治会加入率は下降傾向
- ◆生活保護世帯・人員の増加 ◆孤独死の半数以上が65歳以上高齢者

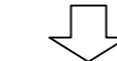
第6次府中市総合計画

【都市像】

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち
～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

【基本目標】

1. 人と人が支え合い幸せを感じるまち (健康・福祉)
2. 安全で快適に暮らせる持続可能なまち (生活・環境)
3. 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち (文化・学習)
4. 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち (都市基盤・産業)



国の動向

- 児童虐待防止法(平成19年6月改正)
- 高齢者虐待防止法(平成23年6月改正)
- 障害者虐待防止法(平成23年6月成立)
- ODV防止法(平成25年改正)
- 災害対策基本法等の一部改正(平成25年6月21日公布)
 - ・大規模広域な災害に対する即応力の強化
 - ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保
 - ・被災者保護対策の改善
 - ・平素からの防災への取組の強化
- 生活困窮者自立支援法(平成25年12月衆院本会議で可決、平成27年4月1日施行)
 - ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)
 - ・就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)
 - ・都道府県知事等による就労訓練事業の認定

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向

1 安心して暮らせるまちづくり

- 日常生活の支援
- 心と身体の健康づくりの支援
- 防災・防犯のまちづくりの推進(災害時要援護者支援を含む)
- 経済的に困窮している人への支援

2 協働による福祉コミュニティの形成

- 支援ネットワークの推進
- NPO、団体、大学、企業等との連携・協働

3 地域での介護予防・生活支援を支えるまちづくり

- 問題の発見・集約・対応のしくみづくり(ワンストップサービス)
- 福祉サービスの質の向上
- 人材育成
- 関係機関の連携、横断的な調整

4 共生社会に向けた体制づくり

- 福祉意識の醸成(心のバリアフリー)
- 権利擁護の推進(虐待防止を含む)

5 支えあう仕組みづくりの推進

- 地域コミュニティの活性化(住民相互の交流支援)
- 市民による自主的な地域福祉活動の促進
- ボランティア活動などへの積極的な参加促進

6 福祉のまちづくりの推進

- 移動ルートの確保
- 施設
- 交通
- サイン・案内・誘導(情報のバリアフリー)
- 防災